

三次市教育委員会議案第30号

三次市民ホール館長の任命について

三次市民ホールの組織に関する規則（平成26年三次市教育委員会規則第 号）第2条の規定により，別紙の者を三次市民ホール館長に任命することについて，議決を求める。

平成26年10月31日提出

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基